

## 社会福祉法人七生会 役員等報酬規程

### (目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人七生会（以下「法人」という。）定款第八条に定める評議員の報酬、並びに同第二一条に定める役員の報酬、並びに評議員選任・解任委員の報酬、及び評議員、役員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の費用弁償に関する事項を定めるものとする。

### (評議員の報酬)

第二条 評議員の報酬は以下のとおりとする。

- ① 定時評議員会に出席した評議員に、それぞれ5,000円に源泉所得税相当額を加えた額を支給する。
- ② 法人定款第八条に基づき、当該会計年度における①との総額が150,000円を超えない範囲において、臨時評議員会に出席した評議員に、それぞれ4,000円に源泉所得税相当額を加えた額を支給する。
- ③ ①②については、評議員全員が書面にて同意を示したことにより決議が省略された場合は評議員全員が出席したものとみなし、それぞれ支給する。
- ④ 出席した評議員または書面にて同意を示した評議員にそれぞれ4,000円に源泉所得税相当額を加えた額を支給すると、当該会計年度における①との総額が150,000円を超えてしまう臨時評議員会については、すべての評議員に対して報酬を支給しない。

### (理事の報酬)

第三条 理事の報酬は以下のとおりとする。

- ① 理事会に出席した理事に、それぞれ7,000円に源泉所得税相当額を加えた額を支給する。
- ② 法人会計などの法人業務を担う一部の理事に、年額70,000円の報酬を支給する。
- ③ 法人または施設の指導検査に立ち会った理事に、1回5,000円に源泉所得税相当額を加えた額を支給する。
- ④ 理事長が指定する研修会などへの出席に対しては、1回につき6,000円に源泉所得税相当額を加えた額を支給する。
- ⑤ 理事の報酬は、当該会計年度における総額が300,000円を超えない範囲とする。

### (監事の報酬)

第四条 監事の報酬は以下のとおりとする。

- ① 理事会に出席した監事に、それぞれ5,000円に源泉所得税相当額を加えた額を支給する。

- ② 法人定款第一八条に定める職務に対し、年額10,000円を支給する。
- ③ 法人または施設の指導検査に立ち会った監事に、1回5,000円に源泉所得税相当額を加えた額を支給する。
- ④ 監事の報酬は、当該会計年度における総額が100,000円を超えない範囲とする。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第五条 評議員選任・解任委員の報酬は以下のとおりとする。

- ① 評議員選任・解任委員のうち、事務局員及び外部委員については、法人定款第六条5に定める職務に対して、1回につきそれぞれ5,000円に源泉所得税相当額を加えた額を支給する。

(支給日)

第六条 各報酬は、以下の日時に支給する。

- ① 本規程第二条及び第五条に規定する報酬については、出席した評議員会または評議員選任・解任委員会の議事録が理事長に報告されたとき。
- ② 本規程第三条①及び第四条①に規定する報酬については、出席した理事会の終了時。
- ③ 本規程第三条②及び第四条③に規定する報酬については、指導検査の終了時。
- ④ 本規程第四条②に規定する報酬については、監査報告の作成完了時。
- ⑤ 本規程第三条③に規定する報酬については、内容などについて報告した理事会の終了時。

(支給方法)

第七条 各報酬は、現金による直接支給とする。

2 報酬を受けた役員等は、法人に対して記名押印した受領証を発行する。ただし、複数の役員等が同じ報酬を同時に受ける場合は、受領証の記名押印はそれぞれの代表者が行うものとする。

(費用弁償)

第八条 理事会がその必要性を認め、当該役員等が法人のために行った業務によって出損を伴った場合、当該役員等の請求に従って弁償する。

2 役員等の職務のための交通に要する費用は、公共の交通機関を利用する場合に限り、最短距離及び最低費用を原則として、当該役員等の請求に従って弁償する。

(改正)

第九条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

(附則)

この規程は、平成29年4月1日より適用する。